

① 都心部：烏丸御池駅（地下鉄）、京都市役所前駅（地下鉄）、四条駅（地下鉄）、三条京阪駅（地下鉄）、三条駅（京阪）、祇園四条駅（京阪）、河原町駅（阪急）、烏丸駅（阪急）

職住共存特別用途地区の指定（H16.12.20 最終変更）

- 都心においてにぎわいと住環境の調和を促進
- 風俗営業施設の建築を制限
- 容積率が300%を超える共同住宅において、低層階へのにぎわい施設（店舗等）の設置を義務付け（容積率300%を超える部分の1/2以上の面積をにぎわい施設として確保とする。）

地区計画の決定【主として住環境の保全】

都心部における住環境の維持・向上を図るため、各地区で整備方針を定めている。

- ・姉小路界わい地区（H23.7.23 決定）
 - 風俗営業施設、マージャン、パチンコ等の建築を制限
- ・明倫元学区地区（H24.11.22 最終変更）
 - 風俗営業施設、マージャン、パチンコ等の建築を制限（烏丸通沿道地区においては、共同住宅等の建築も制限）
- ・本能元学区地区（H14.8.8 決定）
 - 職住共存をめざした市街地の形成。地区整備計画は未決定
- ・修徳元学区地区（H13.4.12 決定）
 - 職住共存をめざした市街地の形成。地区整備計画は未決定
- ・有隣元学区地区（H23.2.28 決定）
 - 風俗営業施設、共同住宅、倉庫、自動車車庫等の建築を制限

御池通沿道特別商業地区の指定（H16.7.1 決定）

- 風俗営業施設の建築を制限
- 1階へのにぎわい施設（店舗等）の設置を義務付け（にぎわい施設の床面積が当該階の床面積の1/2以上であること。）

地区計画の決定【主としてにぎわいの創出】

商業・業務機能の促進を図ることを目的とした良好な都市空間の形成を図る。

- ・河原町商店街地区（H25.7.23 決定）
 - 風俗営業施設、マージャン、パチンコ、住宅・共同住宅（1階の部分に限る。）等の建築を制限
- ・新門前通西之町地区（H16.11.12 決定）
 - マージャン、パチンコ、工場、自動車車庫、倉庫、危険物貯蔵・処理施設、風俗営業施設等の建築を制限
- ・四条通地区（H20.1.17 最終変更）
 - 風俗営業施設、マージャン、パチンコ、共同住宅等の建築を制限
- ・烏丸通沿道四条南地区（H20.1.17 決定）
 - 風俗営業施設、共同住宅の建築を制限
- ・祇園四条地区（H24.8.7 決定）
 - 風俗営業施設、マージャン、パチンコ、共同住宅、葬祭場、学習塾、自動車車庫等の建築を制限
- ・祇園町南側地区（H18.3.30 最終変更）
 - 風俗営業施設、カラオケボックス等の建築を制限

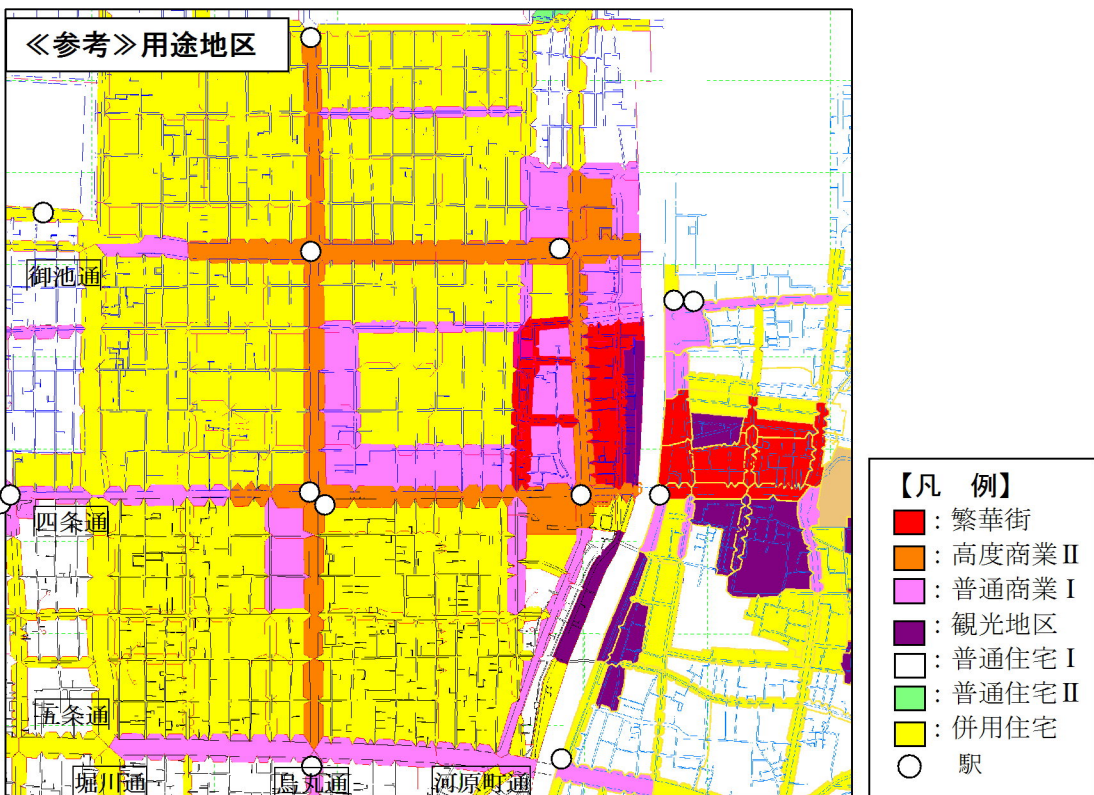
【凡 例】○ 駅

商業地域	第一種住居地域	地区計画
近隣商業地域	第二種住居地域	特別用途地区

<参考>用途地区について

固定資産評価に当たり、市街地的形態を形成する地域を宅地の利用状況を基準として、商業地区（繁華街、高度商業地区Ⅱ、普通商業地区（Ⅰ、Ⅱ））、住宅地区（普通住宅地区（Ⅰ、Ⅱ）、併用住宅地区）、工業地区（大工場地区、中小工場地区（Ⅰ、Ⅱ））にそれぞれ区分したもの。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・繁華街：各種小売店舗が連たんする著名な商業地又は飲食店舗、レジャー施設等が多い歓楽街など、人通りの多い繁華性の高い中心的な商業地区・高度商業地区Ⅱ：容積率の高い地区（主として指定容積率が600%以上の商業地域）にあって、中高層（主として6階建以上）の百貨店、専門店舗、金融機関その他の商業施設が連続する地区若しくは事務所等が連続する高度業務地区又は店舗と事務所が混在する高度複合商業地区・普通商業地区Ⅰ：道路に沿って中低層（主として5階建以下）の店舗、事務所その他の商業施設が連続する商業地区（上記2地区と比較して資本投下量が少ない地区に限る。）・普通商業地区Ⅱ：道路に沿って自動車の利用を前提とする比較的大規模な敷地の飲食店、物販店、事務所その他の商業施設が連続する地区（上記3地区と比較して資本投下量が少ない地区に限る。）・併用住宅地区：道路に沿って住宅が混在するが、小規模の店舗又は事務所（低層利用の建物が多い）等の建物を中心にマンション等の中層建物がある地区 | <ul style="list-style-type: none">・普通住宅地区Ⅰ：良好な住居の環境が維持されている地区・普通住宅地区Ⅱ：主として居住用家屋が連続している地区又は居住用家屋及び店舗、事務所その他の商業施設が混在する地区・観光地区：花街地区、酒場、旅館、飲食店その他の観光客向けの商業施設が多い地区、門前仲見世地区、名勝地区等で一般の商業地区とは若干その性格を異にする地区・大工場地区：敷地規模が9,000㎡を超える工場、倉庫、流通センター、研究開発施設その他の工業施設が集中（3区画以上）している地区又は単独で30,000㎡以上の敷地規模のある画地によって形成される地区・中小工場地区Ⅰ：敷地規模が9,000㎡程度までの工場、倉庫、流通センター、研究開発施設その他の工業施設が集中している地区・中小工場地区Ⅱ：住宅が混在し、敷地規模が9,000㎡程度までの大小様々な規模の工場、倉庫その他の工業施設が多い地区 |
|--|--|



【凡 例】

- ### 【凡 例】

- 【凡 例】

-  : 高度商業Ⅱ
 : 普通商業Ⅰ
 : 中小工場Ⅰ
 : 併用住宅
 : 普通住宅Ⅱ